

熊本県新事業支援調達制度実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第4号及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第12条の3の規定に基づき、新商品の生産又は新役務の提供により、新たな事業分野の開拓を図る者（新たな事業分野の開拓を行う法人を設立しようとする者を含む）（以下「事業者」という。）を県が認定し、当該事業者の新商品又は新役務（以下「新商品等」という。）を、県が随意契約による買い入れ、借り入れ又は受け入れを可能とすることによって、事業者の販路開拓を支援し、新事業の創出及び県内産業の振興を図る。

（申請要件）

第2条 本制度の認定を受けることができる事業者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1）県内に本社、本店を有する者であること。
- （2）新商品等に係る工場又は事業所を県内に有する者であること。
- 2 本制度の対象となる新商品は、申請時点で販売開始から5年以内の物品に限る。
- 3 本制度の対象となる新役務は、申請時点で提供開始から5年以内の役務に限る。

（申請）

第3条 本制度による認定を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる事項について明らかにした計画（以下「実施計画」という。）を策定し、新事業支援調達制度認定申請書（別記第1号様式）により、知事に申請するものとする。

- （1）新商品等の内容
- （2）新商品等の生産・提供の目標
- （3）新商品等の生産・提供の実施時期
- （4）新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及び調達方法
- 2 前項の申請書には、次の書類を添付する。
 - （1）定款（法人に限る。）
 - （2）最近2営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、直近1年間の営業状況（事業内容）及び事業用資産の概要を記載した書類。）
 - （3）新商品等に関する資料

（認定検討会議の設置）

第4条 知事は、実施計画の確認等に関し、必要な事項を検討するため新事業支援調達制度事業者認定検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

- 2 検討会議は、実施計画の内容について検討するものとする。
- 3 検討会議の組織等については検討会議設置要領に定める。

（事業者の認定）

第5条 知事は、事業者から提出された実施計画が、検討会議における意見を踏まえ、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも適合すると認めた場合は、申請した事業者を新事業支援調達制度の認定事業者として認定する。

- （1）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、既に企業化されている商品若しくは役務とは通常取引において若しくは社会通念上別個の範疇に属するもの又は既に企業化されている商品若しくは役務と同一の範疇に属するものであっても既存の商品若しくは役務とは著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇であると認められること。
- （2）当該新たな事業分野の開拓に係る新商品等が、事業活動に係る技術の高度化若しくは経営の能率の向上又は住民生活の利便の増進に寄与するものであると認められること。
- （3）新商品等の生産・提供の実施方法並びに実施に必要な資金の額及びその調達方法が、新商品等の開拓を確実にするために適切なものであること。
- （4）申請事業者において開発した商品又は役務であること。
- （5）熊本県グリーン購入方針に基づく調達対象品目に該当する場合には、その判断基準を満たすこと。
- （6）実施計画が公序良俗に反しない又は反するおそれがないこと。
- （7）実施計画が関係法令に反しない又は反するおそれがないこと。
- （8）県の機関において用途が見込まれること。

2 知事は、前項の規定により事業者を認定したときは、すみやかに新事業支援調達制度認定事業者認定通知書（別記第2号様式）により通知する。

また、不認定としたときは新事業支援調達制度認定事業者不認定通知書（別記第3号様式）により通知する。

3 第1項で定める認定の期間は、知事が事業者に対して認定の通知をした日から2年を経過した日の属する年度の末日までとする。

（実施計画の変更）

第6条 認定を受けた事業者が、実施計画について次に掲げる事項を変更しようとするときは、知事に変更承認申請書（別記第4号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- （1）新商品等の内容、生産・提供目標、生産・提供の時期又は生産・提供の実施方法を変更する場合
- （2）新商品等の生産・提供の実施のために必要な資金の額及び調達方法を変更する場合。

2 知事は、前項に基づく変更申請書が提出されたときは、変更後の実施計画が基準に適合すると確認した場合に変更承認を行う。

3 知事は、前項の規定により変更承認を行うにあたっては、必要に応じて検

討会議を開催し、意見を求めることができる。

- 4 知事は、第2項の規定により変更承認又は不承認を決定したときは、すみやかにその旨を申請者に通知するものとする。

（認定の取消）

第7条 知事は、認定を受けた事業者が次に掲げる事項のいずれかに該当すると認めた場合は、その認定を取り消すものとする。

（1）第2条第1項に該当しなくなった場合。

（2）実施計画（前条の規定による変更があったときは、その変更後のもの）に従って事業を実施していない場合。

（3）虚偽の報告を行う等不正な手段により認定を受けた場合。

- 2 知事は、前項の規定による認定の取消を行うにあたっては、必要に応じて検討会議を開催し、意見を求めることができる。

- 3 知事は、第1項の規定により認定を取り消したときは、すみやかにその旨を通知する。

- 4 本条第1項による認定の取消により損失が生じたときは、その損失は認定事業者の負担とする。

（県の責務）

第8条 県は、認定を受けた事業者の新商品等を買入れ、借入れ又は受入れする必要が生じたときは、性能、品質、数量及び価格等を考慮し、その優先的な調達に努めるものとする。

- 2 県は、認定を受けた事業者の新商品等に関する適切な情報の提供、広報活動その他必要な措置を講ずるものとする。

（報告）

第9条 知事は、必要があるときは、認定を受けた事業者に対して事業の遂行について報告を求めることができる。

- 2 事業者は、実施計画に係る事業を中止したときは、別記第5号様式により知事に届け出なければならない。

（庶務）

第10条 本制度の認定に関する事務は、商工労働部産業支援課において処理する。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年（2006年）11月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年（2016年）7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和３年（２０２１年）７月２６日から施行する。